

## 市第 54 号議案 横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部改正

### 1 改正の趣旨

南本牧廃棄物最終処分場における電子マニフェストの導入、「事業系一般廃棄物管理票」制度の廃止、熱回収施設の認定等に係る手数料の制定及び災害廃棄物処理の特例措置に必要な事項の制定のため、横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正します。

### 2 改正の概要

#### (1) 南本牧廃棄物最終処分場における電子マニフェスト導入

産業廃棄物の排出事業者は、その処理を他人に委託する際、委託した産業廃棄物が適正に処理されたか確認するため、産業廃棄物管理票（通称：マニフェスト）を使用することが廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」といいます。）で義務付けられています。

南本牧廃棄物最終処分場におけるマニフェストの運用については、現在、条例で紙媒体のマニフェストのみが規定されているところです。電子マニフェストの導入は情報管理及び不適正処理の監視の面で事業者・行政の双方にメリットがあることから、その普及と公共工事での導入を国から求められています。そのため、南本牧廃棄物最終処分場における電子マニフェストの使用も可能とします。

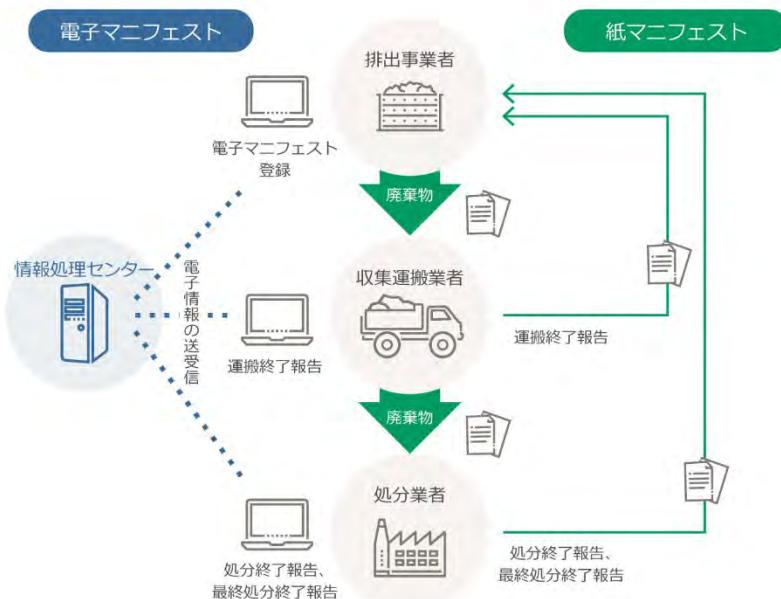


図1 マニフェスト制度の概要（出典：日本産業廃棄物処理振興センターHP）

#### (2) 「事業系一般廃棄物管理票」制度の廃止

事業活動に伴って生じる廃棄物が適正に処理されたか確認することを目的として、本市焼却工場に多量の廃棄物を搬入する事業者<sup>※1</sup>に対して、「事業系一般廃棄物管理票」の提出等が義務付けられています。本制度の施行後に設けられた報告義務や搬入物検査などの制度により、排出状況の把握や不適正事案に対する指導等が効率的かつ効果的に行われていることから、本制度を廃止します。

※1 本市施設に100（kg/日）以上の一般廃棄物を搬入している事業用大規模建築物の所有者

表 「事業系一般廃棄物管理票」制度の趣旨及び関連する制度

本制度の趣旨	関連する制度
排出状況の把握	廃棄物を排出した事業者から焼却工場等への廃棄物運搬を委託された許可業者に対して、運搬した廃棄物の排出事業者についての定期報告を義務化（平成13年4月～）
不適正事案に対する指導	家庭ごみ集積場所の開封調査により事業系廃棄物の混入に関する指導を実施（平成20年5月～）
	焼却工場に搬入される事業系廃棄物の内容物検査を実施（平成7年2月～）

(3) 熱回収施設の認定等に係る手数料の制定

循環型社会の実現に向け、熱回収を促進するため、事業者が設置する産業廃棄物処理施設だけでなく一般廃棄物処理施設についても、熱回収の機能を有する施設（熱回収施設）の認定等の申請に係る手数料を定めます。

ア 一般廃棄物処理施設である熱回収施設の認定申請に係る手数料

1件につき 33,000円<sup>※2</sup>

イ 一般廃棄物処理施設である熱回収施設の認定の更新申請に係る手数料

1件につき 20,000円<sup>※2</sup>

※2 ア・イともに産業廃棄物処理施設である熱回収施設に係る手数料（既に制定済み）と同額

(4) 災害廃棄物処理の特例措置に必要な事項の制定

法の規定により、非常災害時に一般廃棄物処理施設を迅速に設置し、又は既存の産業廃棄物処理施設を迅速に活用する上で必要な事項を定めます。

ア 生活環境影響調査結果の公衆への縦覧の対象となる施設

(ア) 本市が一般廃棄物処理施設を設置する場合

焼却施設及び最終処分場

(イ) 既存の産業廃棄物処理施設を一般廃棄物処理施設として活用する場合

焼却施設

イ 公衆への縦覧の期間

1月以内で非常災害の状況を勘案して市長が定めて告示する期間

ウ 利害関係者からの意見書の提出期限

縦覧期間満了日の翌日から2週間以内で非常災害の状況を勘案して市長が定めて告示する期間

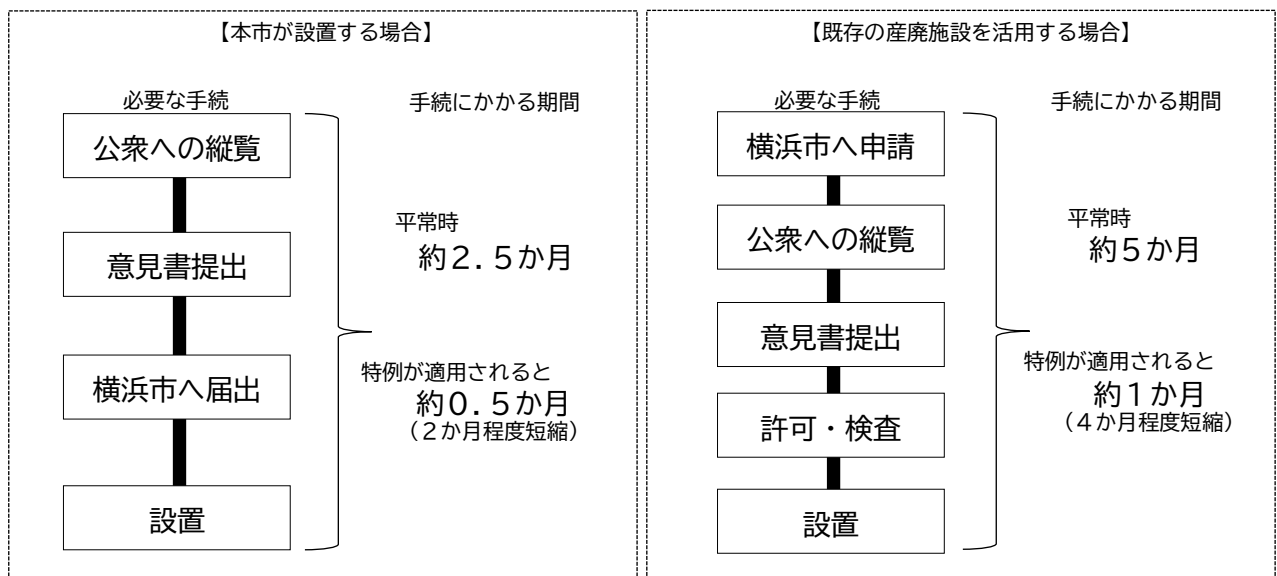


図2 災害廃棄物処理の特例措置の概要